

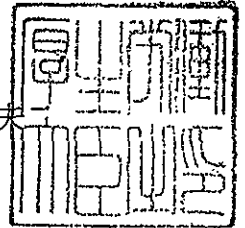
厚生労働省発職 0425 第1号

平成23年4月25日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
(仮称) (雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例関係) 案要綱」につい
て、貴会の意見を求める。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（仮称）（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例関係）案要綱

第一 給付日数の延長に関する特例措置

一 受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの（身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。以下同じ。）及び特定受給資格者に限る。）については、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、百二十日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において三十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者の区分に該当し、かつ、算定基礎期間が二十年以上である区分に該当する者（特定受給資格者とみなされる特定理由離職者を含む。）にあつては、九十日）を限度として基本手当を支給することができるものとする。

二 身体障害者等の就職困難な受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けた

ため離職を余儀なくされたもののうち、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認められたものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができるものとする。

三 二の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を限度とするものとする。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。